

東京都公報

発行
東京都

目次

58

規則

- 職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則…（総務局人事部制度企画課）…一
 - 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則…（同）…一
 - 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則…（総務局行政部政課）…二
 - 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則…（総務局行政部市町村課）…二
 - 東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則による廃止前の東京都心身障害者扶養年金条例施行規則の一部を改正する規則…（福祉局障害者施策推進部企画課）…二
 - 東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則…（同）…二
 - 東京都葬儀所条例施行規則の一部を改正する規則…（建設局公園緑地部公園課）…三
- ### 規則（教）
- 東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則…四
 - 学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則…五
 - 東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則…五
 - 東京都立学校の経営企画室に関する規程の一部改正…五
- ### 規則（公）
- 特定異性接客営業等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則…六

規則

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四百十六号

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第二百十号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「**第**」を「**第**」に改める。

附 則

1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の期末手当に関する規則別記第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四百十七号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十一年東京都規則第一百十六号）の一部を次のように改正する。

別記第二十三号様式から別記第二十五号様式までの規定中「**第**」を「**第**」に改める。

附 則

1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規

別記第二十三号様式から別記第二十五号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四百十八号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年東京都規則第五百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十七の項中「乳児院、」を「乳児院及び」に改め、「及び児童発達支援センター（同法第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センターに限る。）」を削り、同表二十一の項中「被保険者証等」を「被保険者等資格情報」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の表二十一の項の改正規定は、令和六年十二月二日から施行する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四百十九号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務

の範囲等を定める規則（平成十二年東京都規則第五百十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十一の三の項中「及び児童発達支援センター（同法第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センターに限る。）」を削り、同表十三の四の項二及び十三の四の二の項中「被保険者証等」を「被保険者等資格情報」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の表十三の四の項及び十三の四の二の項の改正規定は、令和六年十二月二日から施行する。

東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則による廃止前の東京都心身障害者扶養年金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五百十号

東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則による廃止前の東京都心身障害者扶養年金条例施行規則の一部を改正する規則

東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則（平成十九年東京都規則第九号）附則第二条の規定によりなお効力を有するものとされる同規則による廃止前の東京都心身障害者扶養年金条例施行規則（昭和四十四年東京都規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別記第二十四号様式から第二十六号様式までの規定中「*（中略）*」を「*（中略）*」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百五十一号

東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則（平成二十年東京都規則第六号）の一部を次のように改正する。

別記第二十一号様式中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

別記第四十四号様式中「~~懲役・禁錮~~の刑」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

東京都葬儀所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百五十二号

東京都葬儀所条例施行規則の一部を改正する規則

東京都葬儀所条例施行規則（昭和二十一年東京都規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項ただし書中「知事」の下に「又は指定管理者（条例第十条第一項に規定する指定管理者をいう。第十五条及び第十六条において同じ。）」を加える。

第十五条中「条例第十条の規定により同条第一項の」を削る。

別表第二青山葬儀所の項を次のように改める。

青山葬儀所	式場利用するとき		一回（二十四時間以内）	全体を利用するとき	
	料	利用するとき		百七十万三千円	二百四万三千六百円
		二室を利用するとき	一回（二十四時間以内）	百四十万三千円	百六十八万三千六百円

所

一室を利用するとき	一柩（二十四時間以内）	柩保管料	
		百十九万五千円	百四十三万四千円
		一万六千円	一万九千二百円

別表第二備考二中「以内」の下に「（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を加える。

別記第一号様式中

使用日時	年 月 日 時 分 まで	待合室利用の有無	有・無	単位	第（一・二）種

を

式場	使用日時	年 月 日 時 分 まで	待合室利用の有無	有・無	単位	第（一・二）種

に

改める。

別記第三号様式中「火葬時間」を「時間」に改める。

別記第三号様式の二中

使用日時	年 月 日 時 分 まで	待合室利用の有無	有・無	単位	第（一・二）種

使用許可内容	使用日時	年月日	時分まで
	待合室利用の有無	有・無	単位第(一・二)種
	使用日時	年月日	時分まで
	待合室利用の有無	有・無	単位第(一・二)種

を

使用許可内容	式	場	年月日	時分まで
	ひつぎ 柩	保 管	年 月 日	時 分 まで
			種 別 (全体・二室・一室)	
	年 月 日	時 分 まで		

に

改める。

別記第三号様式の四中

還付対象となる 使用許可内容	使用日時	年月日	時分まで
	待合室利用の有無	有・無	単位第(一・二)種
	使用日時	年月日	時分まで
	待合室利用の有無	有・無	単位第(一・二)種
	使用日時	年月日	時分まで
	待合室利用の有無	有・無	単位第(一・二)種

を

還付対象となる 使用許可内容	式	場	年月日	時分まで
	ひつぎ 柩	保 管	年 月 日	時 分 まで
			種 別 (全体・二室・一室)	
	年 月 日	時 分 まで		

に

改める。

附 則

- この規則は、令和八年三月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 東京都葬儀所条例の一部を改正する条例（令和六年東京都条例第四百十八号）による改正後の東京都葬儀所条例別表第二に規定する施設等の使用に関し、この規則による改正後の東京都葬儀所条例施行規則の規定に基づく必要な手続その他の行為については、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都葬儀所条例施行規則別記第一号様式、第三号様式、第三号様式の二及び第三号様式の四による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

規 則（教）

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十月十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十七号

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則

東京都学校経営支援センター処務規則（平成十八年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一東京都西部学校経営支援センターの項中

同 立川高等学校

を

同 立川高等学校

に改める。

同 立川緑高等学校

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十月十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十八号

学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「肄業」を「留校」に改める。

附則

1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の期末手当に関する規則別記第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十月十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十九号

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立学校設置条例施行規則（昭和三十九年東京都教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中

同
立川高等学校

全日制
定時制

普通科、
創造理数科
普通科

を

同
立川高等学校

同
立川緑高等学校

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令（教）

●東京都教育委員会訓令第十二号

東京都立学校の経営企画室に関する規程（昭和六十一年東京都教育委員会訓令第十号）の一部を次のように改正する。

令和六年十月十一日

東京都教育委員会

別表一の項中
東京都立立川高等学校

を

東京都立立川高等学校

東京都立立川緑高等学校

に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

規則（公）

普通科、
創造理数科

に

全日制
定時制

普通科
総合学科

定時制
定時制

特定異性接客営業等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年10月11日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬道明

●東京都公安委員会規則第13号

特定異性接客営業等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定異性接客営業等の規制に関する条例施行規則（平成29年5月15日東京都公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式第14号（表）中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)

郵便番号
101-0051